

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊交企第543号

令和2年12月24日

良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について（通達）

近年の自転車の総合対策については、自転車は「車両」であることを全ての道路利用者に認識させることなどを柱とし、「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成27年熊本県条例第20号）、本年3月に策定された「熊本県自転車活用推進計画」等に基づき、関係機関・団体と連携し推進してきたところである。

その結果、自転車事故の発生件数は着実に減少するなど一定の成果は見られるものの、依然として自転車利用者による交通違反や交通マナーの悪さが散見されるほか、本年11月末現在、自転車乗用中に交通事故に遭った当事者の約5割に何らかの法令違反があると認められ、自転車利用者に交通ルールを遵守しなければならないという意識は十分に浸透していない。加えて、自転車の通行環境の整備も十分とは言えない状況にあることから、自転車に係る各種対策を引き続き推進しなければならない。

そこで、良好な自転車交通秩序の実現を図るため、下記の対策を推進することとしたので、各警察署等においては、関係機関・団体等と連携しつつ、効果的な対策を推進されたい。

なお、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について（通達）」（平成29年12月22日付け熊交企第548号）は、本通達の発出をもって廃止する。

記

第1 基本的考え方

近年の自転車に係る交通状況を踏まえ、車道を通行する自転車の安全と歩道を通行する歩行者の安全の双方を確保するため、自転車は「車両」であるということを、自転車利用者のみならず、自動車等の運転者を始め交通社会を構成する全ての者に徹底させることが必要である。そのためには、自転車道や普通自転車専用通行帯等の自転車の通行環境の整備を推進し、自転車本来の走行性能の発揮を求める自転車利用者には歩道以外の場所を通行するよう促すとともに、車道を通行することが危険な場合等当該利用者が歩道を通行することがやむを得ない場合には、歩行者優先というルールの遵守を徹底させることが必要である。また、制動装置不良自転車運転を始めとする悪質、危険な交通違反については、その取締りを推進することも必要である。

他方で、高齢者や児童、幼児を始めとしたそのような利用を期待できない者等には、引き続き、一定の場合に歩道の通行を認めることとなるが、その場合であっても、自転車は「車両」である以上、歩行者優先というルールを遵守させる必要性がある。

こうした考え方を踏まえ、良好な自転車交通秩序の実現を図っていくためには、自転車の通行環境の整備、自転車利用者に対するルールの周知及び自転車に係る交通安全教育並びに自転車利用者の交通違反に対する街頭指導取締りを並行して進めることが引き続き求められるが、今後は、従来の方策の成果を確実に定着させつつ、その在り方を点検し、質的にも量的にも方策の実効性を高めていくことが重要である。

また、このような方策を効果的かつ適切に推進するためには、交通警察各部門の総合力の発揮、関係部門や関係機関・団体等との緊密な連携が重要であり、特に道路管理者、学校当局、自転車関係事業者、交通ボランティア等との適切な協働を図ることも必要である。

第2 推進すべき方策

1 自転車の通行環境の確立

良好な自転車交通秩序を自転車の通行環境の面から実現するためには、自転車専用の走行空間を整備するとともに、自転車と歩行者との分離を進めていくことが不可欠であり、各警察署にあっては、道路管理者、自治体等と連携した上で、自転車のネットワーク性に配慮し、計画的に以下の事業の実施に努めること。

(1) 自転車専用の走行空間の整備

ア 道路管理者等と適切な連携を図り、自転車道の整備を一層推進すること。また、規制標識「自転車一方通行」を用いて自転車道を整備することができる路線についても検討すること。

イ 規制標識「普通自転車専用通行帯」を活用して、普通自転車専用通行帯の整備を推進すること。

なお、

○ 自転車の通行量が特に多い片側2車線以上の道路において、現在、自転車道又は普通自転車専用通行帯（以下「自転車道等」という。）が整備されていない場合には、自動車等が通行する車線を減らすことによる自転車道等の整備を検討すること。

○ 自転車の通行量が多い2車線道路に一方通行の交通規制（自転車を除く。）を実施することによる道路の両側に自転車道等の整備を検討すること。

ウ ア及びイの整備が困難な道路においては、道路管理者等と適切な連携

を図り、必要に応じて、自転車の通行位置を示し、自動車に自転車が車道内で混在することを注意喚起するための矢羽根型路面標示、自転車のピクトグラムの設置を検討すること。

(2) 自転車と歩行者との分離

ア 普通自転車歩道通行可の交通規制実施場所の見直し

歩道上で自転車と歩行者の交錯が問題とされている現下の情勢に鑑み、幅員3メートル未満の歩道における普通自転車歩道通行可（以下「自歩可」という。）の交通規制は、

- 歩行者の通行量が極めて少ないような場合
- 車道の交通量が多く自転車が車道を通行すると危険な場合

等を除き見直すこと。

なお、見直しに当たっては、現場の交通実態や交通事故の発生状況等を十分に検証した上で、歩道上における歩行者保護の必要性の高い区間から順次見直すとともに、同区間の自転車利用者に対する周知活動に配慮すること。

イ 自歩可の交通規制が実施されている歩道（普通自転車の歩道通行部分の指定がある場合を除く。）をつなぐ自転車横断帯の撤去

多くの普通自転車の歩道通行が念頭に置かれている普通自転車の歩道通行部分の指定がある場合を除き、自歩可の交通規制が実施されている歩道をつなぐ自転車横断帯は、原則として撤去すること。

なお、撤去に当たっては、横断歩道の補修やオーバーレイ等の機会を利用するとともに、自転車が左折車両に巻き込まれる事故が懸念される等、自転車事故防止の必要性が高い箇所については、積極的に撤去を検討すること。

(3) その他

(1)の事業を実施するに当たっては、自転車を含む車両の通行量、駐車需要等を勘案すること。その上で、事業を実施した箇所については、適切に駐車取締りを実施するなどの総合的な駐車対策を推進すること。

また、(1)及び(2)の事業に加えて、自転車の交通秩序の整序化と事故防止に寄与する対策（自転車専用灯器の設置等）に努めること。

2 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進

全ての自転車利用者には自転車の正しい通行ルールを周知し、その理解の深化を図るため、今まで以上に

- 各自治体や関係機関・団体における自主的な取組を促すための積極的な働き掛けを実施すること
- 自転車利用者の規範意識の醸成を強く促すような広報啓発・教育手段

を創意工夫すること

に配意しながら以下の活動を展開すること。

(1) 自転車利用者に対するルールの周知徹底

ア 自転車は「車両」であるということを全ての自転車利用者に徹底させること。また、車両として自転車が従うべき基本的なルールの周知に当たっては、引き続き「自転車安全利用五則」等を活用すること。

イ 通行ルールを守らなかった場合の罰則や事故発生リスクについて、年齢層に応じた分かりやすい周知に努めること。その際、交通事故の加害者となった場合は、刑事責任を負ったり、損害賠償を求められたりする可能性があることや損害賠償責任保険等の加入の必要性についても、具体的な事故事例を示すなどして理解させること。

ウ ヘルメット着用については、映像資料等を活用するなど、被害軽減対策としての効果を十分に理解させることができるよう工夫し、幼児・児童はもちろんのこと、高齢者や中学生、高校生等の自転車利用者に対して、ヘルメットの着用を促すこと。

エ 「自転車の安全利用の促進について」（平成19年7月10日付け中央交通対策会議交通対策本部決定）（別添参照）において示された措置については、自治体としても実施することとされており、ルール周知に関する各種対策についても、各自治体等の主体的な取組がなされるよう、強力に働き掛けを行うこと。

オ 自転車販売店等の自転車関係事業者との連携を強化し、自転車の販売、修理等の機会を捉えてルールの周知を実施するよう積極的に働き掛けるとともに、必要な支援を行うこと。

カ 熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成27年熊本県条例第20号）が平成27年4月1日に施行され、「県」、「自転車利用者」、「保護者及び高齢者の家族」、「学校の長」、「事業者」及び「自転車小売業者」のそれぞれの主体に応じた責務が示されており、関係法令の遵守、自転車損害賠償保険加入の啓発、乗車用ヘルメットの着用及び反射材の利用等が規定されているため、条例の周知及び効果的運用に努めること。

(2) 自転車安全教育の推進

ア 小学校、中学校及び高等学校等の教育機関における自主的な自転車安全教育の実施や警察と連携した自転車教室の授業等への組み込みについて、自転車の事故実態を示すなどしてその必要性を理解させながら、学校当局や教育委員会等に強く要請すること。その際は、教職員を対象とした自転車教室を開催して教職員自身の安全教育知識・技能の向上を図

るなどの必要な支援を行うこと。

また、熊本県交通安全協会が主催する「子供自転車大会」を通じ、児童に自転車の安全走行に関する知識と技能を身に付けさせるとともに、積極的に参加校の獲得に努めること。

イ 安全教育の対象者を高齢者、主婦、社会人、大学生等にも拡大するため、児童・生徒を対象とした自転車教室への保護者の参加要請、安全運転管理者を通じた事業所レベルでの安全教室の開催等の工夫を行うこと。

また、更新時講習、高齢者講習、処分者講習等の各種運転者教育の機会において、自動車等の運転者の立場から、自転車の安全を確保するための留意事項等についての教育の実施に努めること。

ウ 安全教育は、小学生に対しては自転車免許証の交付を行うなどして学習意欲を高め、中学生以上に対しては、安易なルール違反がもたらす具体的な危険や加害事故時の責任の重大性が明確にイメージできるような教育手法を採用してルール遵守意識の醸成を図るなど、受講生の年齢層に応じ、その教育効果が高まるよう内容及び手段に特段の工夫を行うこと。

特に、高齢者に対しては、近年、高齢者が自転車乗車中に用水路等に転落し死亡する事故が多発している現状を踏まえ、自転車は気軽な乗り物であると気を許さず

○ 安全確認を徹底すること

○ 自転車も車両であり飲酒運転は違法であること

などを伝えること。

(3) 自転車運転者講習制度の適切な運用

部下職員に対する教養に加え、警察本部交通企画課及び各所属との連携を密にし、遺漏なき危険行為の報告及び登録に配慮するなど、本制度を適切に運用すること。

3 自転車に対する指導取締りの強化

(1) 自転車利用者の交通違反に対する指導取締りの強化

自転車利用者の交通違反については、酒酔い、信号無視、無灯火等を重点違反行為に指定し、指導取締りを強化しているところであるが、依然として自転車利用者のルール・マナー違反に対する県民の批判が後を絶たない状況を踏まえ、街頭活動における指導警告をより一層積極的に推進するとともに、いわゆる「ピスト」等に係る制動装置不良自転車運転を始めとする悪質、危険な交通違反に対しては、交通切符を適用した検挙措置を講ずるなど厳正に対処すること。

(2) 交通ボランティア等と連携した街頭活動の強化

自転車の通行ルールの周知徹底を効果的に推進するためには、自転車利用者に対する街頭での指導啓発活動の推進が不可欠であることから、交通安全活動を行うボランティアや地域住民等に対する助言、指導等や自治体の職員の研修への協力を積極的に行うこと。

地域交通安全活動推進委員に対しては、より効果的な「自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進」がなされるよう、自転車の通行ルールやその指導方法等について教養を徹底し、警察官と共同で街頭指導活動を行うことはもとより、ボランティア等が独自に沿道住民とともに行う啓発活動について積極的に連携させるなど、街頭における自転車利用者に対する指導啓発活動を重層的に推進すること。

また、街頭における指導啓発活動に当たっては、自転車本来の走行性能の発揮を求める自転車利用者に対しては、歩道以外の場所を通行するよう促すとともに、歩道を通行する場合の歩行者優先というルールの遵守を徹底させること。

第3 対策推進上の基盤の整備等

1 自転車対策を推進するための体制の整備

(1) 警察本部交通部の推進体制

警察本部交通部長が招集する交通部内の所属長等会議（以下「交通部会」という。）において、自転車安全利用の推進に必要な施策を検討するとともに、各警察署における自転車対策の点検など効果的な対策の推進を支援すること。

(2) 各警察署における推進体制の整備

各警察署においては、自転車対策を効果的かつ強力に推進するため、関係機関・団体等との連携を確立し、所要の体制を整備すること。

2 関係部門との連携等

(1) 部内教養の徹底

部門を問わず、部内職員に対し、自転車の通行ルールについて教養を徹底すること。

(2) 関係部門との連携

各警察署においては、防犯ネットワーク等他部門で構築されているネットワークについても、本来業務の支障の有無等を考慮の上、自転車の広報啓発活動等に関し、積極的に活用すること。

3 関係機関との連携等

(1) 自治体等への支援等

自治体による自転車の交通ルール遵守等のための取組を積極的に支援すること。

また、駐輪場整備や歩道上の放置自転車の撤去等についても、自治体等への働き掛けを行うこと。

(2) 関係機関等との協力体制の強化

対策を効果的かつ継続的に推進するため、これまでに、自治体、学校、教育委員会、道路管理者、自転車関係団体等との間で設置した連絡協議会を活用するなどして、引き続き、関係機関等との協力体制の強化を図ること。

※ 別添（略）